

平成26年度 国民健康保険税の税率が変わります

【平成26年度国民健康保険税率】

■医療分

区分	改正前	改正後
所得割	8.5%	9.5%
均等割	23,000円	25,700円
平等割	24,000円	27,400円
賦課限度額	51万円	51万円

■後期高齢者支援金分

区分	改正前	改正後
所得割	2.1%	2.1%
均等割	6,000円	7,000円
平等割	6,000円	7,500円
賦課限度額	14万円	16万円

■介護納付金分（40歳～64歳）

区分	改正前	改正後
所得割	1.5%	1.5%
均等割	11,000円	12,500円
賦課限度額	12万円	14万円

※改正後の税率による税額は、7月中旬の本算定納税通知書でお知らせします。

村の国民健康保険税は、加入者の皆さんの税負担を抑えるため、平成22年度以降4年間税率を据え置き、運営を維持してきました。

しかし、医療費などの支出が年々増加する一方、長引く景気低迷の影響などにより保険税収は伸び悩んでおり、赤字額が増大し、大変厳しい財政状況となっています。

このため、やむなく平成26年度の国民健康保険税率を改正することとなり、国の法令改正に合わせて、賦課限度額も引き上げることとなりました。

安定した国民健康保険事業の運営のため、加入者の皆様のご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

【国保税額計算例】

夫の前年所得が300万円でその他の収入がない
4人世帯（夫42歳・妻43歳・子2人）の場合

〈計算方法〉

所得割額は…（所得－基礎控除33万円）× 所得割率

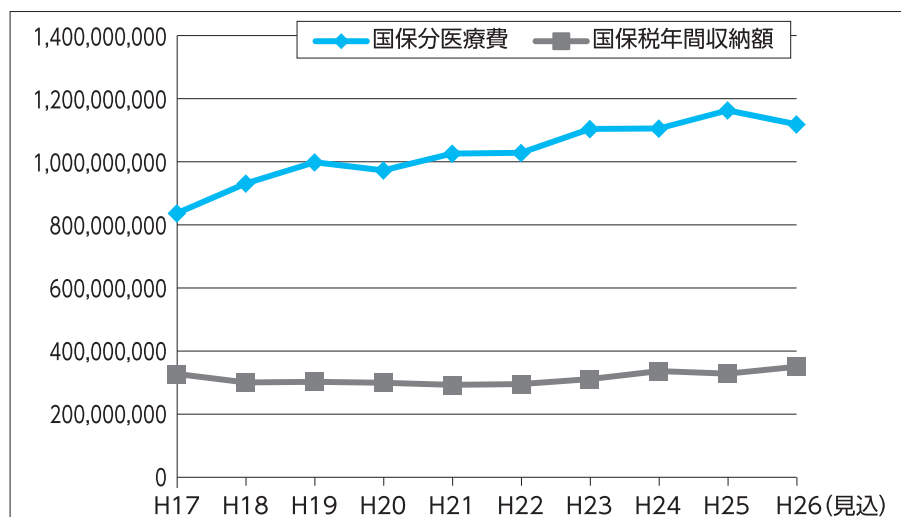
※100円未満切り捨て

均等割額は…均等割額 × 加入者数（介護分は40～64歳）

平等割額は…平等割額（1世帯あたり）

区分	医療分	支援分	介護分
所得割額	253,650円	56,070円	40,050円
均等割額	102,800円	28,000円	25,000円
平等割額	27,400円	7,500円	—
合計	383,850円	91,570円	65,050円

この例では、改正前年税額（491,070円）より
年間49,400円の増額となります。



医療費と国民健康保険税の状況
平成17年度から平成24年度にかけて、医療費は増加傾向にあることに対して、保険税は横ばいしています。
平成25年度決算見込でも、医療費は前年度から5,800万円増加し、国保運営は非常に厳しい状況です。

〈問い合わせ〉 役場 税務課 国民健康保険税係 TEL (62) 9181